

○杵築市生活サポート事業実施要綱

(平成 18 年 9 月 29 日杵築市告示第 63 号)

改正	平成 19 年 3 月 30 日告示第 21 号	平成 20 年 6 月 30 日告示第 30 号
	平成 21 年 3 月 25 日告示第 19 号	平成 22 年 3 月 26 日告示第 20 号
	平成 22 年 4 月 1 日告示第 43 号	平成 24 年 3 月 19 日告示第 20 号
	平成 25 年 3 月 22 日告示第 19 号	平成 26 年 3 月 31 日杵築市告示第 14 号
	平成 27 年 12 月 28 日杵築市告示第 53 号	平成 28 年 3 月 31 日杵築市告示第 23 号

(目的)

第 1 条 杵築市生活サポート事業(以下「事業」という。)は、介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、杵築市(以下「市」という。)とする。

2 福祉推進課長は、この事業の全部又は一部を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第 36 条に規定する居宅介護の指定を受けた障害福祉サービス事業所並びに適切な事業運営を行うことができると認められる社会福祉法人等(以下「事業所」という。)に指定できるものとする。

(事業の指定)

第 3 条 この事業において指定を受けようとする事業所は、杵築市地域生活支援事業所指定申請書(様式第 1 号。以下「指定申請書」という。)を福祉推進課長に提出するものとする。

2 福祉推進課長は、前項の指定申請書を受理したときは、その内容を審査し、指定の可否を決定して、杵築市地域生活支援事業所指定決定通知書(様式第 2 号)又は杵築市地域生活支援事業所指定却下通知書(様式第 3 号)により事業所に通知するとともに、杵築市地域生活支援事業所名簿(様式第 4 号)に記録するものとする。

(事業の内容)

第 4 条 この事業の内容は、事業所により利用者の家庭等に派遣されたホームヘルパー等が、次に掲げる便宜のうち、必要と認められるものを供与するものとする。

(1) 家事に関すること。

- ア 調理
- イ 生活必需品の買い物
- ウ 衣類の洗濯、補修
- エ 住居等の掃除、整理整頓
- オ その他必要な家事

(2) 相談及び助言に関すること。

- ア 生活、身上、介護に関する相談、助言

イ その他必要な相談、助言指導

(基準額)

第5条 杵築市生活サポート事業の基準額は、別表第1のとおりとする。

(対象者)

第6条 この事業の対象者は、次の各号に該当する者であつて、市内に住所を有する者とする。ただし、法第19条第3項の規定に基づき市が支給決定する者については、住所の有無にかかわらずこの事業の対象者とし、市が支給決定をしない者については、この事業の対象者とししないものとする。

- (1) 法第21条に規定する障害程度区分の認定において非該当と認定された者
- (2) 前条に規定する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれがあると福祉推進課長が認めた者

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする障害者等(以下「申請者」という。)は、杵築市生活サポート事業利用申請書(様式第5号)を福祉推進課長に提出するものとする。

(利用の決定)

第8条 福祉推進課長は、前条に規定する申請があつた場合は、法第20条第2項に規定する調査の結果及び介護を行う者の状況、申請者のサービス利用に関する意向等を勘案し、その必要性を検討した上で決定するものとする。

2 福祉推進課長は、事業の利用を決定した場合には、杵築市生活サポート事業利用決定(却下)通知書(様式第6号)により申請者に通知するとともに、決定した障害者等(以下「利用者」という。)を生活サポート事業利用登録者名簿に登録するものとする。

(利用登録の有効期限及び更新申請)

第9条 前条の規定による決定の認定期間は、決定を行った日から起算して、最初に到達する6月30日までとする。

2 利用者が、認定期間満了後も引き続き利用しようとするときは、認定期間満了日までの1月以内に第7条に規定する申請を行うものとする。

(利用の変更及び廃止)

第10条 利用者は、次に掲げる事項に該当するときには、杵築市生活サポート事業利用変更(廃止)届(様式第7号)により、速やかに福祉推進課長に届け出るものとする。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があつた場合
- (3) 利用の中止をしようとする場合

(利用の取消し)

第11条 福祉推進課長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条による利用決定を取り消すことができる。この場合、杵築市生活サポート事業利用取消通知書(様式第8号)により、通知するものとする。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
 - (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
 - (3) その他福祉推進課長が利用を不相当と認めた場合
- (利用の方法)

第12条 利用者がこの事業を利用しようとするときには、第8条第2項に規定する決定通知書を事業所に提示し、事業所に直接依頼するものとする。

(利用料)

第13条 利用者は、事業の利用に要する経費の1割の額を福祉推進課長から指定を受けた事業所に支払うものとする。ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(利用料の負担上限月額)

第14条 利用者の当該事業の負担上限月額は、家計に与える影響その他の事情を斟酌して、別表第2に定める額とする。

(遵守事項等)

第15条 第3条第2項により指定を受けた事業者(以下「事業者」という。)は、利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、事業所ごとに勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、福祉推進課長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、従業員、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供した日から5年間保存しなければならない。
- 5 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。
- 6 福祉推進課長は、事業の適正な実施を図るため、必要に応じて、事業者が行う業務の内容を調査するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉推進課長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第21号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月30日告示第30号)

この告示は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日告示第 19 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日告示第 20 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日告示第 43 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 19 日告示第 20 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日告示第 19 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日杵築市告示第 14 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 28 日杵築市告示第 53 号)

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日杵築市告示第 23 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 5 条関係)

所要時間の区分	単価
30 分未満	1,050 円
30 分以上 1 時間未満	1,970 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,760 円
1 時間 30 分以降	特に必要な場合、30 分ごとに 700 円

別表第 2(第 14 条関係)

区分	対象者区分	障害者の場合	障害児の場合
生活	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行	0 円	0 円

保護	令第 17 条第 1 項第 4 号に該当する生活保護世帯		
低所得 1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 17 条第 1 項第 3 号に該当する市民税非課税世帯(前年收入合計額が 80 万円以下)	0 円	0 円
低所得 2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 17 条第 1 項第 2 号に該当する市民税非課税世帯(低所得 1 に該当しないもの)	0 円	0 円
一般 1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 17 条第 1 項第 1 号に該当する市民税課税世帯(所得割 16 万円(障害児の場合は 28 万円)未満)	9,300 円	4,600 円
一般 2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 17 条第 1 項第 1 号に該当する市民税課税世帯(所得割 16 万円(障害児の場合は 28 万円)以上)	37,200 円	37,200 円

備考

- 1 この表における「世帯」の範囲については、障害者(障害児の場合は保護者)とその配偶者とする。
- 2 この表における「市民税」については、生活サポート事業に係るサービス利用月が属する年の前年(利用月が 1 月から 6 月までの場合にあつては、前々年)の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市民税をいう。

様式第 1 号(第 3 条関係)

地域生活支援事業所指定申請書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 3 条関係)

地域生活支援事業所指定決定通知書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 3 条関係)

地域生活支援事業所指定却下通知書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 3 条関係)

地域生活支援事業所名簿
[別紙参照]

様式第 5 号(第 7 条関係)

生活サポート事業利用申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

生活サポート事業利用決定(却下)通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

生活サポート事業利用変更(廃止)届

[別紙参照]

様式第 8 号(第 11 条関係)

生活サポート事業利用取消通知書

[別紙参照]

様式第1号(第3条関係)

受付番号	
------	--

杵築市地域生活支援事業所指定申請書

年 月 日

福祉推進課長 様

申請者 所在地
 (設置者) 名称
 代表者 印

杵築市生活サポート事業等に伴う事業所の指定に関する要綱に規定する、杵築市地域生活支援事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		事業所(施設)所在地市町村番号		
申請者 (設置者)	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡・市		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ氏名	
代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡・市			

注意：杵築市地域生活支援事業所の指定申請については、原則として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において既に都道府県から指定を受けているか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律以外の法律において既に指定を受けている事業所であることが要件となります。

指定を受けようとする事業所・施設の種類の種類	フリガナ			
	名称			
	事業所(施設)の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡・市		
	地域生活支援事業において行う事業等の種類	指定申請をする事業等の事業開始予定年月日	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律以外の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備考
事業所番号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は他法において既に都道府県から指定を受けている番号			
事業所番号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は他法において既に都道府県から指定を受けている番号			
事業所番号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は他法において既に都道府県から指定を受けている番号			

(備考)

- 「受付番号」「事業所(施設)所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 「地域生活支援事業において行う事業等の種類」の欄については、生活サポート事業、日中一時支援事業、移動支援事業、更生訓練費給付事業、経過的デイサービス事業の中より選んで記載してください。(複数可)
- 「事業所番号」欄には、都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
 なお、都道府県等において事業所としての指定を受けたことを証する書類の写しを添付してください。

様式第 2 号(第 3 条関係)

第 号
年 月 日

杵築市地域生活支援事業所指定決定通知書

様

福祉推進課長

㊟

年 月 日に提出のありました、杵築市地域生活支援事業所指定申請書につきまして、審査の結果、下記のとおり指定が決定しましたので、杵築市生活サポート事業実施要綱第 3 条の規定により通知します。

記

フリガナ 事業所の名称	
事業の種類	
所在地	
事業開始年月日	
施設の種別	
入所(入居)定員	人
備考	

様式第3号(第3条関係)

第 号
年 月 日

杵築市地域生活支援事業所指定却下通知書

様

福祉推進課長

㊟

年 月 日に提出のありました、杵築市地域生活支援事業所指定申請書につきまして、審査の結果、却下することに決定しましたので、杵築市生活サポート事業実施要綱第3条の規定により通知します。

却下の理由

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、杵築市長に対して審査請求をすることができます。(ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に杵築市を被告として(訴訟において杵築市を代表する者は杵築市長となります。)提起することができます。(ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

杵築市福祉推進課長 様

杵築市生活サポート事業利用申請書

杵築市生活サポート事業実施要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。
 なお、この申請につき、福祉推進課長が私又は私の世帯員の税務関係情報の調査を行うこと及び税務関係課長が回答すること、並びに本事業に伴う給付額をサービス事業所が代理受領することについて同意します。

記

申請者	フリガナ				生年月日	年月日
	氏名	⑩			電話番号	年月日
	居住地	(個人番号)				
フリガナ				生年月日	年月日	
申請に係る児童氏名	フリガナ				続柄	年月日
	氏名	(個人番号)				
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号	疾患名	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載すること)

他のサービス利用の状況	障害福祉サービス	障害程度区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
	介護保険	利用中のサービスの種類と内容等				
申請する支援の内容 (該当する内容を○で囲んでください)	調理・生活必需品の買い物・衣類の洗濯、補修・住居等の掃除、整理整頓生活、身上、介護に関する相談、助言・その他()					
	1週当たりの派遣回数	回	1回当たりの派遣時間数	時間		
希望する事業所						
世帯員の状況	氏名	続柄	生年月日	備考		
所得区分	生活保護 ・ 低所得 1 ・ 低所得 2 ・ 一般 1 ・ 一般 2					

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ			
氏名	⑩	申請者との関係	
住所	〒	電話番号	

様

福祉推進課長



杵築市生活サポート事業利用決定（却下）通知書

杵築市生活サポート事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 決定

決定者	フリガナ		生年月日	年月日
	氏名			
	居住地			
決定に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年月日
			続柄	
有効期間				
費用負担		負担上限額	月	額

支援の内容	
1月当たりの派遣時間数	
担当事業所	

注意事項	<p>1 事業を利用する際は、この通知書を委託事業者に提示して下さい。</p> <p>2 記載事項等に変更があったときには、福祉推進課長にその旨を届け出て下さい。</p>
------	---

2 却下

却下理由	
------	--

教示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に杵築市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、杵築市長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に杵築市を被告として（訴訟において杵築市を代表する者は杵築市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

福祉推進課長 様

杵築市生活サポート事業利用変更(廃止)届

杵築市生活サポート事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり届出します。

記

利用者等	フリガナ				生年月日	年月日
	氏名	(個人番号)			⑩	
	居住地				電話番号	
利用に係る児童氏名	フリガナ				生年月日	年月日
	氏名	(個人番号)			続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉社手帳番号		疾患名 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載すること)

1 変更

変更事項	変更前	変更後
氏名等		
居住地		
その他		
変更年月日		

2 廃止

事業の利用を廃止します。

理由 ()

第 号
年 月 日

様

福祉推進課長



杵築市生活サポート事業利用取消通知書

杵築市生活サポート事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

利用者等	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地			
申請に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
	続柄			
取消年月日				
取消理由				

教示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に杵築市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、杵築市長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に杵築市を被告として（訴訟において杵築市を代表する者は杵築市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。